

会 員 各 位

(公社) 福岡県トラック協会  
会 長 眞鍋 博俊

交通対策委員会  
委員長 中嶋 利文



## 横断歩道マナーアップ及び飲酒運転根絶の推進について

平素は、当協会の運営にご理解とご協力を頂き厚くお礼申し上げます。

さて、最近の交通事故実態等を踏まえて、警察庁及び国土交通省の協力依頼を受けた全日本トラック協会から、別紙のとおりトラックの交通事故防止に向けた要請がありましたので、各位におかれましても、下記のとおり従業員等に対する周知徹底をお願いします。

### 記

#### 1. 横断歩道における歩行者優先を徹底するための取組み

- (1) 横断歩道に歩行者を見かけたらその手前で一時停止し、歩行者の横断を妨げないようにすること。
- (2) 特に右左折の際には横断歩道の手前で一時停止して、歩行者や自転車の有無を確認すること。

県ト協は、交通事故をなくす福岡県県民運動本部の一員として、同本部が 9 月 28 日 (土) 福岡市中央区天神で主催する「横断歩道マナーアップキャンペーン 2019」に横断歩道マナーアップ宣言企業として参画する。

#### 2. 飲酒運転根絶に向けた取組み

- (1) 乗務前後の対面点呼時には、必ずアルコール検知器を使用して、酒気帯びの有無について確認すること。
- (2) 電話点呼を行う場合も、必ずアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無を確認すること。
- (3) フェリー乗船中や長距離運転中の休息期間中に飲酒し、その後、酒気を帯びた状態で交通死亡事故等を惹起する事案が相次いでおり、勤務中の飲酒の禁止を徹底すること。
- (4) 「飲酒運転防止対策マニュアル」を活用して、飲酒運転が本人だけでなく会社や家族に及ぼす影響等を周知するなど、事業所を挙げた飲酒運転根絶意識の徹底を図ること。

以 上



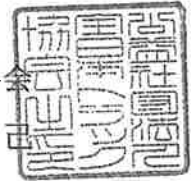
全ト協発第283号(環)

令和元年9月10日

各都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会

会長 坂本 克己



**信号機のない横断歩道における歩行者優先等を徹底するための取組について  
(協力依頼)**

平素は当協会の事業運営に種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、警察庁交通局交通企画課長から、別添のとおり、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控え、信号機のない横断歩道における歩行者優先を徹底するための更なるルール遵守の徹底のため、各都道府県警察においては、横断歩道に関わる交通ルール遵守に向けた各種取組を継続して推進するとともに、秋の交通安全運動期間中の1日を対策強化日として指定し、街頭における指導取締りや広報啓発活動を展開することについて周知を図るよう、協力依頼がありました。

つきましては、貴協会におかれましても、本取組や、横断歩道手前での減速義務や横断歩道における歩行者優先義務など、プロのドライバーとして模範となる運転の引き続きの実践について、傘下の会員事業者に対する周知徹底を図っていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(本件に関する問い合わせ先)

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部

電話：03-3354-1045 FAX：03-3354-1019



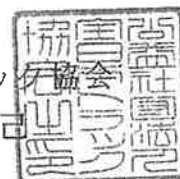
全ト協発第291号(環)

令和元年9月17日

各都道府県トラック協会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会

会長 坂本 克



### 飲酒運転根絶に向けたトラック運送業界の 取り組みの強化について(要請)

平素は当協会の事業運営に種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、国土交通省の事業用自動車事故調査委員会が特別重要調査対象事故として調査した大型トラック・バンセミトレーラの衝突事故(平成29年11月22日発生)に係る調査報告書が、令和元年8月2日に公表されました。

同報告書では、当該事故惹起運転者が、運行経路上にあるフェリー乗船中に飲酒し、フェリーを下船する際には点呼を受けることもアルコール検知器で検査をすることもなく運転を開始しており、同事業者の運転者の間では、フェリー乗船中の飲酒が常態化していたこと、飲酒運転の抑制に関しての運行管理が形骸化していたこと、などが指摘されました。

また、本年5月23日には、今年に入り、飲酒を伴う事業用トラックの事故が既に10件にも達していることを踏まえ、国土交通省から「事業用自動車の運転者に対する飲酒運転の防止等法令遵守の徹底について」の通達が発出され、再発防止策として、運転者の飲酒状況を把握するとともに、日常的に飲酒する習慣がある運転者に対しては、遠隔地の点呼において確実に酒気帯びの有無を確認できる機器を用いるなどにより管理すること、などの徹底を要請されました。

さらに、報道によると、本年8月8日には大阪府堺市内において、自転車乗車中の小学6年生の女子児童が大型トレーラにひき逃げされ、当該自転車は事故現場からおよそ1キロ離れた場所に放置され、逮捕された当該事業用トラック運転者の呼気からアルコールが検知されたとのことでした。

こうした事業用トラック運転者による飲酒運転事案は、トラック運送業界の社会的信頼性を著しく失墜させるばかりでなく、これまでに築き上げてきた、荷主はもとより社会全体からの信頼関係をも根底から崩壊させかねない悪質な行為であり、トラック運送業界としても、飲酒運転根絶に向け関係者一丸となった再発防止対策に積極的に取り組む必要があります。

このため、本年9月12日に開催された第113回交通対策委員会（委員長：全日本トラック協会副会長 工藤修二）において、以下の取り組みを行うことを決議しました。

各都道府県トラック協会におかれましては、交通対策委員を中心に、貴協会傘下会員事業者とも連携し、この業界からの飲酒運転根絶に向けた取り組みを、さらに強力に展開していただきますよう要請いたします。

1. 各事業所においては、乗務前後の対面点呼時はもとより、対面でなく電話その他の方法で行う点呼の場合においても、アルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認が確実にできる点呼実施体制が確立できているか再確認し、必要に応じた見直しを行う。
2. 各事業所においては、全ト協が作成した「飲酒運転防止対策マニュアル」（改訂版）を活用し、アルコール検知器の携行、酒気帯びの有無の測定方法及び測定結果の確実な報告等について、運転者等への指導を徹底する。
3. 各事業所においては、交通安全運動等の機会をとらえ、事業用トラックが関係した飲酒運転事故事例を周知するなどして、運転者に対する飲酒運転根絶意識の徹底を図る。
4. 各都道府県トラック協会においては、飲酒運転根絶に向けた他県の取り組み事例について情報の共有化を図り、各地域の実情に応じ、飲酒運転根絶に向けた効果的な取り組みを積極的に展開する。

以上

#### 【参考添付資料】

- ① 決議文
- ② 令和元年5月23日付け国自安第24号 国土交通省通達
- ③ 事業用トラックの飲酒事故事例  
（平成31年1月から8月16日までのメールマガジン等情報）
- ④ 令和元年8月2日付け国自安第72号の2 国土交通省通達
- ⑤ 大型トレーラによる死亡事故ニュース報道（令和元年8月8日発生／大阪府堺市）
- ⑥ 「トラック事業における総合安全プラン2020」目標値と事故の現況

#### 【本件に関する問い合わせ先】

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部  
電話：03-3354-1045

## 飲酒運転根絶に向けたトラック運送業界の取り組みの強化について

### ～ 決 議 ～

国土交通省では、「2020 東京オリンピック・パラリンピック」に向け、世界一安全な輸送サービスの提供を実現するため、2020 年までに達成すべく目標値を定め、ソフト・ハード両面から国土交通省等及び関係業界が総力を挙げ、事業用自動車に係る事故の削減に取り組んでいるところである。

トラック運送業界では、第 109 回交通対策委員会（平成 29 年 9 月開催）において、「トラック事業における総合安全プラン 2020」を策定し、飲酒運転をゼロとする目標を掲げ取り組んでいるところ、事業用貨物自動車については、交通事故発生件数及び負傷者数はそれぞれ減少傾向にあるものの、近年、事業用トラック運転者による飲酒運転事故件数は増加傾向にあり、本年 5 月には、今年に入ってから事業用トラックの飲酒運転事故が連続したことに伴い、飲酒運転の防止等関係法令遵守の徹底について国土交通省から通達が発せられたほか、8 月には、ひき逃げ死亡事故で逮捕された事業用トラック運転者の呼気からアルコールが検知された旨の報道がされるなど、目標の達成はおろか、このままではトラック運送業界の社会的信頼性が失われるなどの懸念があり、誠に遺憾である。

このような状況に鑑み、飲酒運転という反社会的行為の根絶を図るため、第 113 回交通対策委員会では、業界全体として下記事項を共有するとともに、関係者一丸となって取り組みを強化することにより、この業界から飲酒運転を根絶することを決議する。

1. 各事業所においては、乗務前後の対面点呼時はもとより、対面でなく電話その他の方法で行う点呼の場合においても、アルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認が確実に行える点呼実施体制が確立できているか再確認し、必要に応じた見直しを行う。
2. 各事業所においては、全ト協が作成した「飲酒運転防止対策マニュアル」（改訂版）を活用し、アルコール検知器の携行、酒気帯びの有無の測定方法及び測定結果の確実な報告等について、運転者等への指導を徹底する。
3. 各事業所においては、交通安全運動等の機会をとらえ、事業用トラックが関係した飲酒運転事故事例を周知するなどして、運転者に対する飲酒運転根絶意識の徹底を図る。
4. 各都道府県トラック協会においては、飲酒運転根絶に向けた他県の取り組み事例について情報の共有化を図り、各地域の実情に応じ、飲酒運転根絶にむけた効果的な取り組みを積極的に展開する。

令和元年 9 月 12 日

公益社団法人 全日本トラック協会  
副会長（交通対策委員長） 工藤修二